

平成 29 年 宜野湾市教育委員会第 8 回会議録

教育長 知念春美
教育委員 宮城邦子

開催日時：平成 29 年 7 月 25 日 開会 14:00 閉会 15:30

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席委員：知念春美教育長、平良明子教育長職務代理者、宮城邦子委員、
諸喜田徹委員、大城進委員

出席職員

【教育部】教育部長 島袋清松、教育部次長 桃原忍子
(総務課) 教育企画係長 城間香代子、主任主事 前田美和

【指導部】指導部長 甲斐達二、指導部次長 伊佐英明
(学校給食センター) 所長 當山全盛
(指導課) 指導課長 加納貢

議事日程

議案第 22 号 宜野湾市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について
議案第 23 号 平成 30 年度以降使用小学校教科用図書の採択について

○知念春美 教育長 こんにちは。本日の出席委員は4名で定足数に達しております。

ただいまから、平成29年第8回宜野湾市教育委員会定例会を開会いたします。本委員会が審議します案件は2件となっております。

本日の会議録署名人は、宮城教育委員を指名したいと思います。よろしくお願ひいたします。第6回定例会の会議録につきましては、本日お手元に配布されておりますので、次回の会議までにはご覧頂き、字句の訂正を除きご承認を頂きたいと存じます。なお、第7回の会議録につきましては準備中のため、次回以降にご承認頂きたいと存じます。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。

日程1 「議案第22号宜野湾市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○甲斐達二 指導部長 はい、それでは議案書の1頁及び議案資料をお開きください。

「議案第22号宜野湾市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第11号の規定により、別紙の者を宜野湾市学校給食センター運営委員会委員に委嘱し、又は任命したいので、教育委員会の議決を求める。

平成29年7月25日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美

提案理由でございます。宜野湾市学校給食センター運営委員会委員の任期満了に伴い、宜野湾市学校給食センター運営委員会規則第3条第2項の規定により、新たに委員を委嘱し、又は任命する必要があるためでございます。

議案資料1頁をご覧下さい。宜野湾市学校給食センター運営委員会規則でございます。同規則第3条第2項第1号から第6号までに掲げる者のうちから委員を決定する、と規定してございます。第1号が校長、第2号がPTA会長、第3号が学校栄養職員、第4号が教育委員会の職員、第5号が学識経験者、第6号がその他教育委員会が適当と認める者となっております。第4条において委員の任期は1年と規定しております。

それでは、議案書2頁をお開きください。平成29年宜野湾市学校給食センター運営委員会委員案でございます。委嘱期間は、平成29年8月1日から平成30年7月31日までとなっております。

次に、各委員について番号区分順にご説明します。初めに、1番の喜屋武悦子氏から6番の宇江城安朋氏までが第1号委員でございます。小中学校校長から隔年度ごとに半数ずつ入れ替えております。続きまして、7番の嶺井実克氏から13番の山城剛氏までが第2号委員でございます。第2号委員は、第1号委員である校長の属する学校以外の学校のPTA会長となってございます。14番の伊差川薰子氏から18番の花城夏未氏までの5名が第3号委員でございます。本市学校給食センター3カ所の栄養士でございます。19番の伊佐英明氏が第4号委員で、給食センターが所属する教育委員会指導部の次長でございます。20番の多和田稔氏は、第5号委員でございます。21番から23番までは、第6号委員でございます。21番の藤波潔氏は市PTA連合会会長として、22番の岡田洋代氏は市の会計管理者として、23番の松川勉氏はJ.A.

沖縄宜野湾支店から、それぞれ委員として提案しております。

以上、23名を平成29年宜野湾市学校給食センター運営委員会委員に委嘱又は任命したいと考えております。なお、議案書3頁には、新旧対照名簿も添付してございますのでご参照ください。それでは、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○知念春美 教育長 はい。本件に対する質疑を許します。質疑のある方は举手をお願いいたします。諸喜田委員。

○諸喜田徹 委員 今回、委員が27名から23名へと4名減っており、調理係長が含まれていないのはなぜですか。

○知念春美 教育長 指導部次長お願いします。

○伊佐英明 指導部次長 調理係長につきましては、今年度、調理職員の職種変更により、調理係長がおりませんので含まれておりません。

○知念春美 教育長 諸喜田委員、どうぞ。

○諸喜田徹 委員 民営化によって現場の職員はセンター長と栄養士のみということですか。

○知念春美 教育長 はい、次長。

○伊佐英明 指導部次長 あと事務係長、事務員もおります。

○知念春美 教育長 諸喜田委員。

○諸喜田徹 委員 わかりました。

○知念春美 教育長 はい、他にございますでしょうか。

○知念春美 教育長 大城委員お願いします。

○大城進 委員 質問いたします。第5号委員の方につきましては、要職を3つ、複数の委員を兼ねているということでそれなりの理由があるかと思いますが、広く人材を発掘する、育てていくという視点で、次年度以降に他部署の委員の委嘱についてご検討いただければと思います。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 はい、ありがとうございます。第5号委員につきまして、我々は学識経験者という立場から選んだ次第でございますが、次年度以降は、大城委員の意見を参考にしながら人材発掘、人材育成、それから地域の情報を得るというさまざまな観点から委員の委嘱を検討してまいります。

○知念春美 教育長 そのほか、ございますでしょうか。はい、大城委員。

○大城進 委員 任務の中身についてお聞きします。規則第2条に「運営委員会は、学校給食センター所長の諮問に応じて宜野湾市学校給食センターの運営に関し必要な事項について調査、研究、審議し、学校給食センター所長に答申し又は意見を具申する」とあり、また第6条では「毎会計年度当初に運営委員会を開く」となっておりますが、今年、特別に諮問というものがありますか。

○知念春美 教育長 はい、学校給食センター所長。

○當山全盛 学校給食センター所長 諮問をするような案件は想定しておりません。実際運営委員会は年3回から4回を予定しております、審議は主に、給食会計の当初予算の承認、決算の承認、議題として出したものを承認いただくことが主な事です。私が就任してから諮問させ

ていただいたのは、例えば、給食費の改定と新学校給食センターの名称をいくつか候補を集め、これを諮問答申として決めて頂きました。それ以外につきましては、諮問答申等はしておりません。非常に重要と思われるものについて議題として出している状況でございます。

○知念春美 教育長 よろしいですか。大城委員。

○大城進 委員 はい、関連しまして、食育の推進という基本計画があり、学力調査にもあります、食育についてはこの会議で話されることがあるのでしょうか。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 この規則につきましては、運営に係ることでございますので、食育についてはこの場では議論しておりません。

○大城進 委員 わかりました。以上です。

○知念春美 教育長 ほかにございますでしょうか。宮城委員。

○宮城邦子 委員 確認です。主に運営に関する、特に会計に関わるところが大きな仕事であるという捉え方でよろしいんですか。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 はい。そのとおりです。

○知念春美 教育長 質疑も尽きたようですので質疑を終わりたいと思いますが、御異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 御異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、「宜野湾市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」を採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 御異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて「宜野湾市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」を終了いたします。

○知念春美 教育長 続きまして、日程2「議案第23号平成30年度以降使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。本議案は教科書採択に関する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思います。審議を非公開といたしますことに御異議ございませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 異議なしということですので、日程2議案第23号は非公開といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○甲斐達二 指導部長 はい、それでは議案書の4頁及び議案資料をお開きください。

「議案第23号平成30年度以降使用小学校教科用図書の採択について」

平成30年度以降使用小学校教科用図書の採択について、別紙のとおり教科用図書中頭採択地区連絡協議会より推薦されましたので、宜野湾市教育委員会の権限に関する事務の一部委任等に関する規則第2条第10号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成29年7月25日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美

提案理由でございます。平成32年度から完全実施される小学校学習指導要領の改訂に伴い、道徳が「特別の教科道徳」として、平成30年度から先行実施されることを受け、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条、並びに同法施行令第14条第1項の規定により平成30年度以降使用小学校教科用図書を採択する必要があるためございます。

提案理由を補足いたします。青色の表紙、議案資料3頁をご覧ください。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条、条の見出し教科用図書の採択第5項において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとあるからです。

続いて議案書に戻っていただき5頁をお開きください。宜野湾市における平成30年度以降使用小学校教科用図書の採択案を示してございます。

次に6頁をご覧ください。中頭採択地区の平成30年度以降使用小学校教科用図書の採択結果でございます。この中頭採択地区的結果を受けて、前頁の宜野湾市の採択案をご提案しております。

次にピンクの表紙、別冊議案第23号資料1頁をご覧ください。平成29年度教科用図書中頭採択地区連絡協議会において、教科用図書教科書について採択理由が示されております。種目、教科書名、発行社名、1内容、2形式、その他と示してございます。後ほどご覧ください。

2頁総合所見について読み上げます。本教科書は4つの視点の内容項目の偏りがなく、年間を通して見通しをもっている。内容においても文章表現と学習内容の質・量が発達段階に合っている。また、より考えを広げ深められるような問い合わせや他教科との関連、社会的課題に対応した内容がある。形式においては、オリエンテーションの頁が充実しており学びが明確に示されている。道徳ノートがあることでノート指導の負担が少ない。以上のことから、児童の主体的な学びやよりよく生きる力の育成に繋がると判断し推薦する、となっております。

以上が平成29年度教科用図書中頭採択地区連絡協議会においての採択理由でございます。したがって、本市におきましても中頭採択地区で推薦のありました教科書を採択したいと考えております。3頁以降は参考資料としてご覧ください。以上ご説明申しあげます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

（非公開 審議）

○知念春美 教育長 これより「平成30年度以降使用小学校教科用図書の採択について」を採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 御異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて「平成30年度以降使用小学校教科用図書の採択について」を終了いたします。本日審議いたしました議案等の字句の訂正等につきましては、教育長委任としてよろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 以上をもちまして本委員会に付議されました案件の審議は終了いたしました。本日の審議はこれにて閉会いたします。